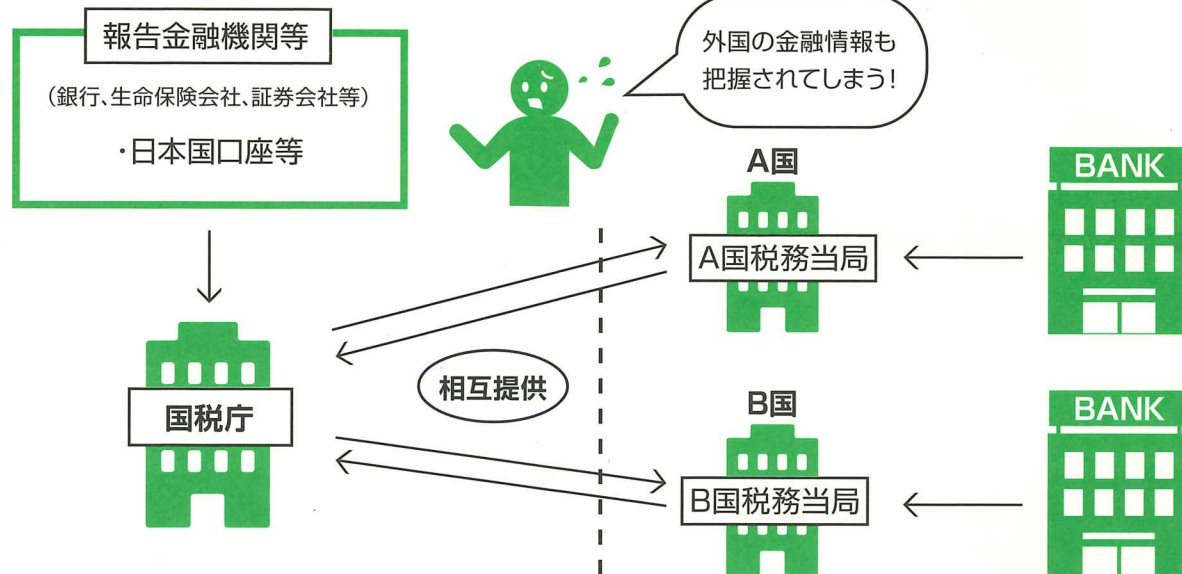


●●● 非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度について ●●●

外国の金融口座を利用した国際的な脱税及び租税回避に対処するために、OECDで策定された「共通報告基準(CRS)」に従って、各国の金融機関は非居住者に係る金融情報を税務当局に報告し、これを各国の税務当局間で相互提供することになっています。

「共通報告基準(CRS:Common Reporting Standard)」の概要



現在、90か国以上が非居住者に係る金融口座情報の自動的交換を開始し、情報が活用されることにより、申告漏れの判明につながる成果が現れています。
今後は一層効果的な情報の活用が図られることが予想され、国際的な租税回避や脱税行為の抑止に繋がることでしょう。

◆事業承継税制◆

2018年度税制改正の事業承継税制の特例の適用を受ける為には、2023年3月31日までに承継計画確認申請書を都道府県に提出することが必要です。要件を十分にご確認の上、ご検討下さい。
また贈与での事業承継税制をお考えの場合、承継者は特例適用の最初の贈与時までに役員就任3年を経過という要件もありますので、スケジュールにご注意下さい。詳しくは各担当者まで。

お知らせ

「税制研究」No.77（再刊第37号）が2月末に発行されます。
購入ご希望の方はFAXにてお申し込み下さい。FAX：03-3359-4434

経営の信条

わたしたちは納税者の権利をまもり、税制と税務行政の民主化を図り、企業、とりわけ中小企業、零細企業の発展に寄与するため、全力をつくしてがんばります。

税理士法人 税制経営研究所

◆ 四谷事務所
〒160-0008
東京都新宿区四谷三栄町12番5号
ライラック三栄ビル2階
TEL. 03-3359-4731, 4734, 4735, 4737, 4714

◆ 川越事務所
〒350-0053
埼玉県川越市郭町1丁目7番地24
TEL. 049-223-1259

◆ 清水事務所
〒424-0847
静岡県静岡市清水区大坪1丁目7番23号
東海税研ビル3階
TEL. 054-347-1218

◆ 四谷 税研ビル
〒160-0008
東京都新宿区四谷三栄町4番10号
税研ビル
株式会社 税制経営研究所
公益財団法人 谷山治雄記念財団
TEL. 03-3351-7401

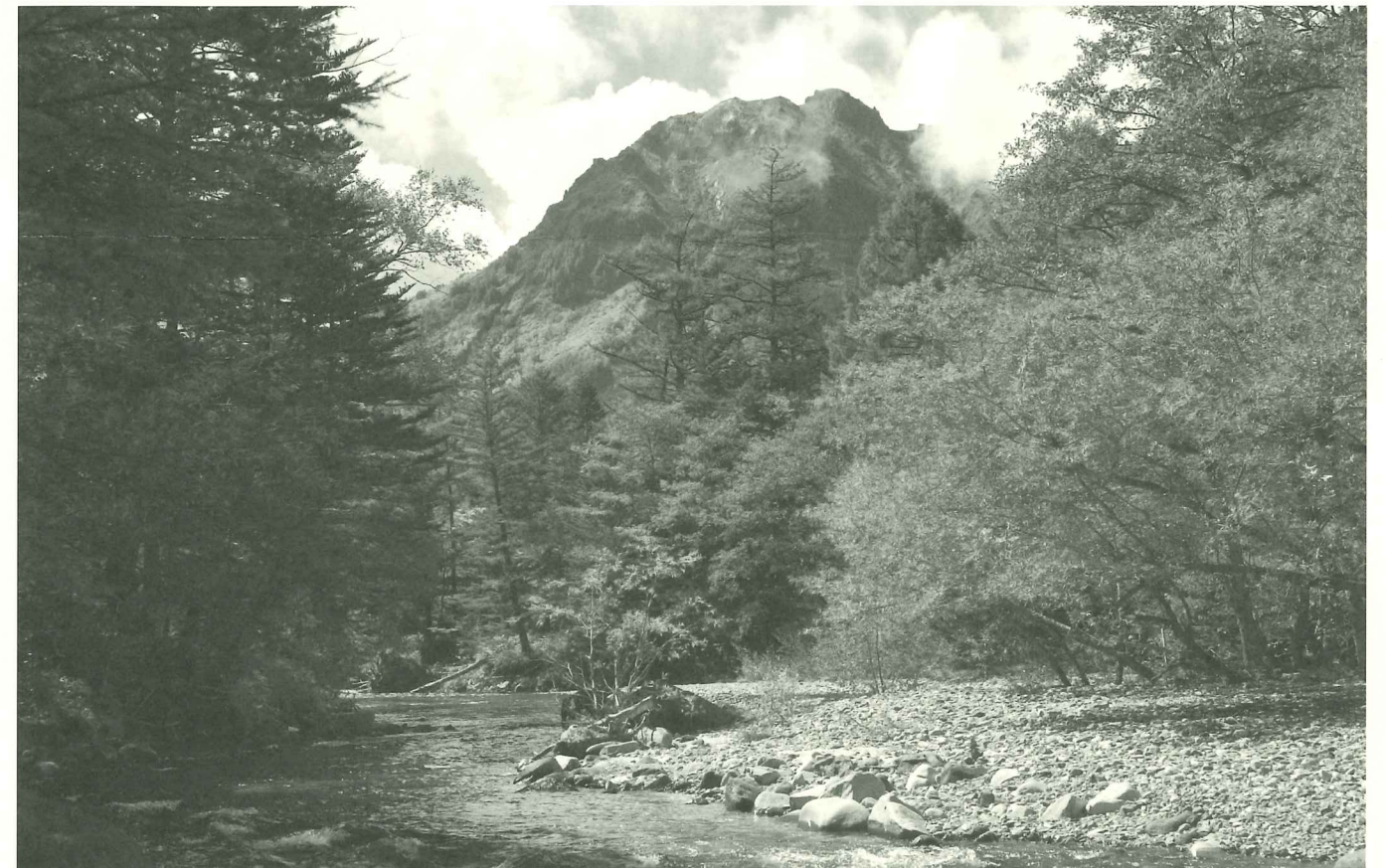
あとがき

2020年はオリンピックイヤー。新国立競技場も完成し、いよいよという感じがですね。1964年の東京オリンピックの時、私の父は学校行事で陸上競技を見に行ったそうです。当時の日本は高度経済成長期の真っただ中で、首都高速、東海道新幹線といった交通インフラ、国立競技場や日本武道館といった施設も建設されました。56年の時を経て、世界における日本がどのように変遷したか等、違った観点からオリンピックをしてみるのも興味深いですね。東京オリンピックは問題が山積みではありますが、純粋に世界最高レベルの選手たちの雄姿を見ることができるのは、皆さんも楽しみなのではないでしょうか。(鈴木)

税研ネットワーク

ITMG 税制経営研究所
INSTITUTE OF TAX & MANAGEMENT GROUP

〒160-0008 東京都新宿区四谷三栄町12番5号 ライラック三栄ビル2階
TEL 03-3359-4731 <http://www.zeiken.org/>



長野県焼岳 (撮影 田中克巳)

代表社員 進藤 雄三

●16歳の怒りの訴え

昨年9月、国連の地球温暖化サミットで、スウェーデンの16歳の少女グレタは、「今後10年間でCO2排出量を半分にしたい」とも、気温上昇を1.5度C以内に抑えられる可能性は50%しかない」のに、「あなたたちが話すことは、お金のことや経済発展がいつまでも続くというおとぎ話ばかり」、「裏切るなら絶対許さない」と各国代表に気候変動への早急な取組みを訴えました。

彼女のスピーチは、IPCC(気候変動に関する政府間パネル)の科学的報告に基づいているのですが、このスピーチに対し共感と反感の両面からの反応がありました。

幾人かの首脳は、彼女の激しさへの反発や、理想はそうだが現実には子供が思う程単純ではないといった反応を示し、それが世界中で話題となっています。

しかし若い世代は、多発する甚大な自然災害を経験し、CO2削減に真剣に対応しない大人たちは彼らの将来に危機をもたらすと共感し、彼女が呼びかけたデモに全世界で400万人もの人々が参加しています。

●82歳の平和への祈り

昨年11月末、来日した82歳のローマ教皇は、広島などで「戦争のため原子力を使用することは、人類とその尊厳に反するだけでなく、私達の未来におけるあらゆる可能性に反する」、「最新鋭で強力な兵器を製造しながら、平和について話すことなどどうしてできるでしょうか」、「私達は、未来の世代に対し大きな責任があることに気付かねばならない」と祈りを捧げられました。

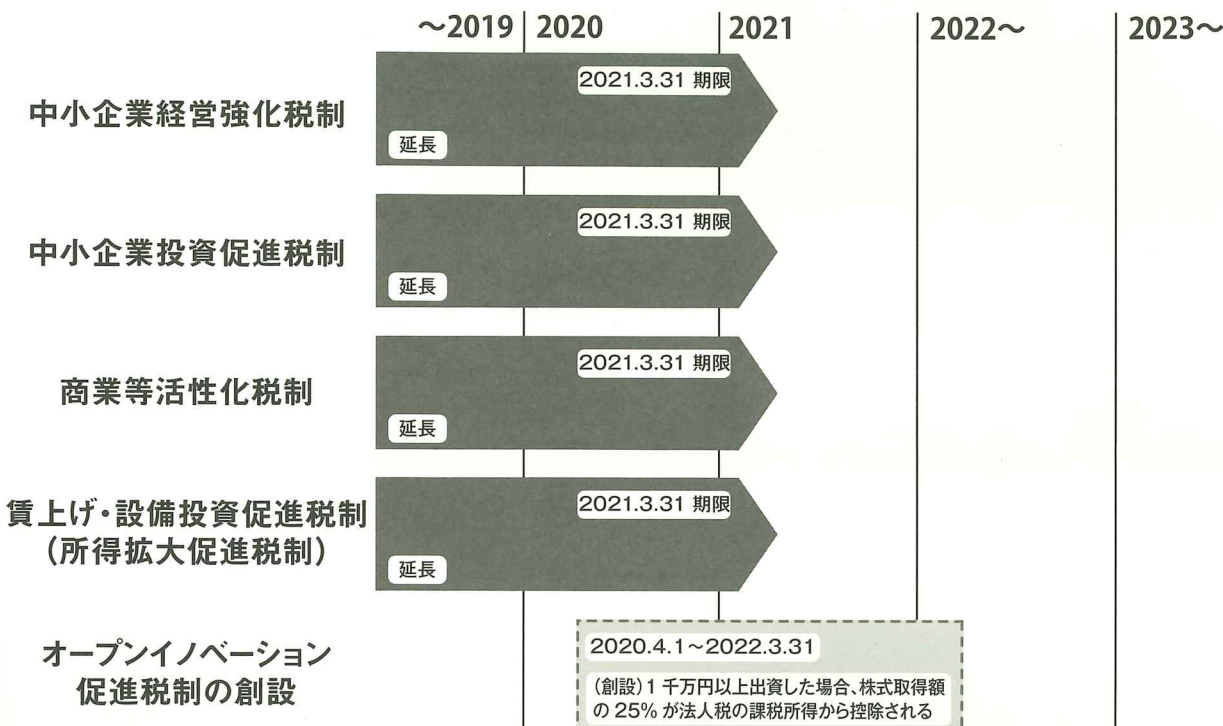
しかし、被爆国でありながら核の傘に入る政府高官は、「核抑止力を含めた抑止が、我が国の安全保障を確保していく上での基礎である」とすぐさま反論しました。

豪州やアマゾンの森林火災など、近年における地球規模の異常気象と自然災害を直視すれば、もはや自国第一主義の大国に追従している場合ではないはず。いまや世界は、異常気象だけでなく地域紛争と難民、富の偏在と貧困層の拡大、エネルギー・食糧・ゴミ問題等、待ったなしの難題を抱えています。各国は連帯し、持続可能な世界へと行動しなければなりません。

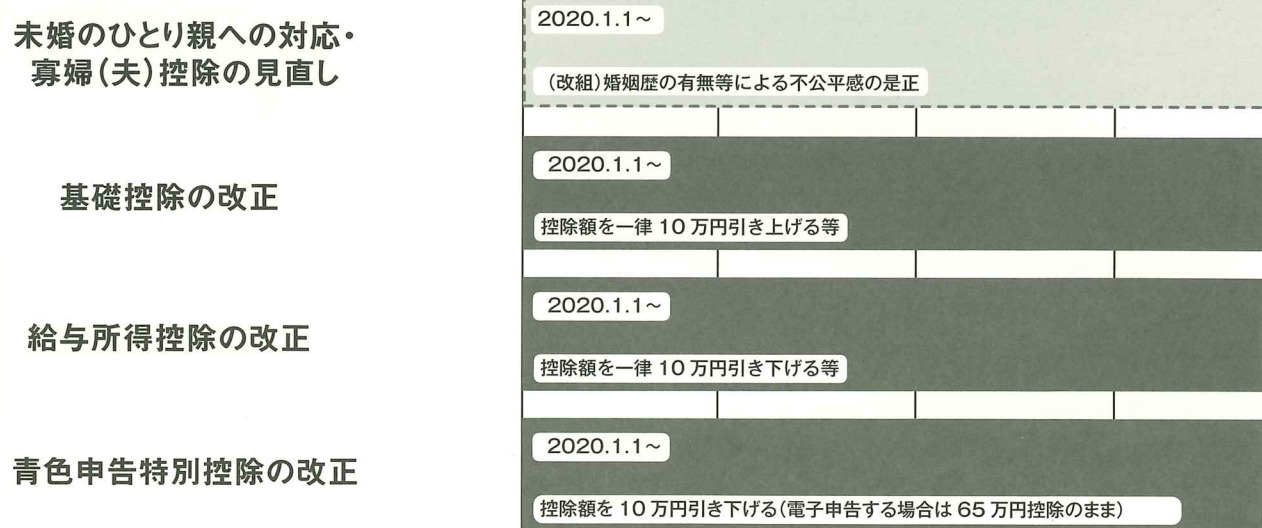
16歳の怒りの訴えと82歳の平和への祈りは、私たちに与えて現状を乗り越える重要な指針となるでしょう。

税制改正適用スケジュール

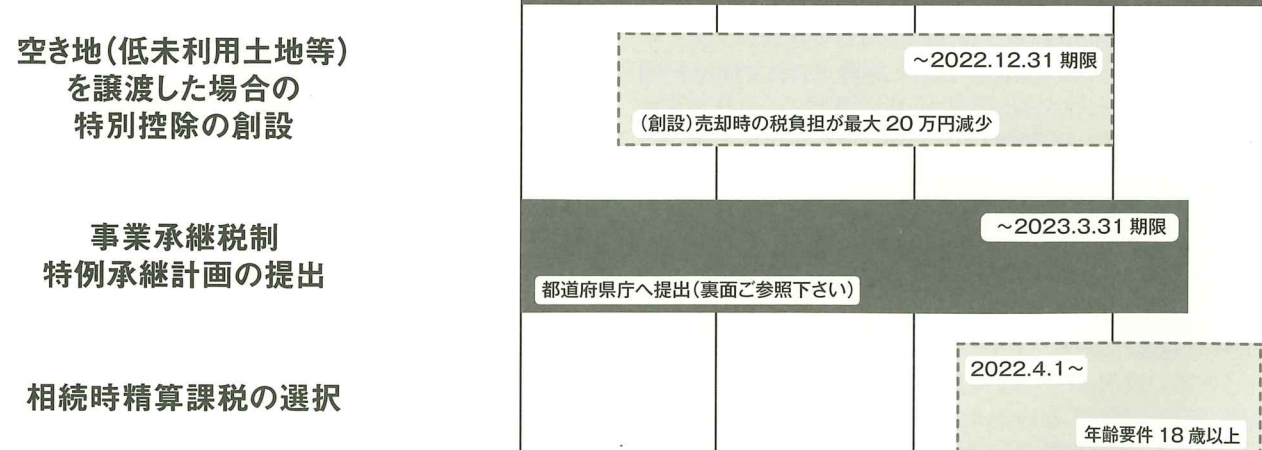
法人税



所得税



資産課税



注) 点線の部分は、「令和2年度税制改正大綱」等に基づき、改正予定のものです。

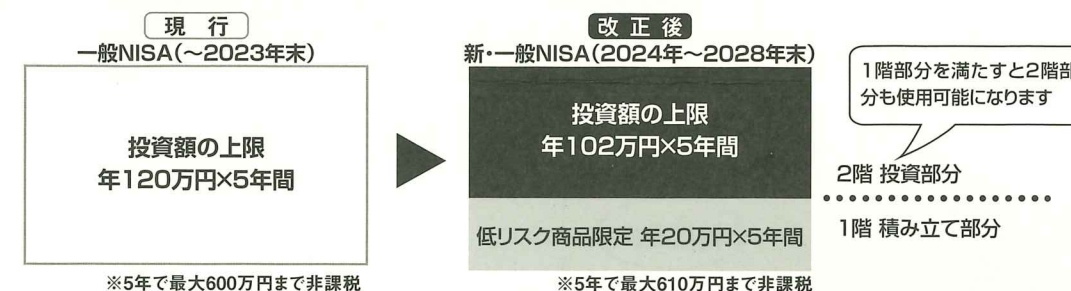
税制改正Topics

法人税 オープンイノベーション促進税制の創設

中小企業者が設立10年未満の非上場ベンチャー企業に1千万円以上出資した場合、株式取得額の25%を法人税の課税所得から控除される措置が創設されます。株式は一定期間(5年間)の保有が必要です。(注) 大企業が出資する場合は1億円以上となります。また、投資先が海外の場合は出資額が5億円以上と条件が厳しくなります。(注)5年間以内に株式を譲渡した場合や配当の支払いを受けた場合等には控除額を益金算入。

所得税 NISA(少額投資非課税)制度の見直し、延長

・つみたてNISAの投資期間が5年間延長され、2042年までとなります。
 ・一般NISAは、低リスクのものを対象にした「1階・積み立て部分」と、現行NISAと同じ商品に投資できる「2階・投資部分」の2階建てになります。原則として1階部分に投資した人だけ2階部分を使えるようになります。



所得税 確定拠出年金の見直し

現行の制度では併用が難しかった個人型の確定拠出年金iDeCo(イデコ)と企業型の確定拠出年金が、改正後は合計の掛金が5.5万円までならば併用可能となります。さらに加入可能年齢が個人型が65才未満、企業型が70才未満に引き上げになります。また、自前の企業年金制度がない中小企業が利用できるiDeCo+(イデコプラス:従業員のiDeCo掛金の一部を負担できる制度)についても、対象範囲が従業員規模100人以下から300人以下まで拡大となります。

所得税 未婚のひとり親への対応・寡婦(夫)控除の見直し

2020年1月より従来の寡婦(夫)控除に未婚のひとり親も追加され、男性と女性で違いのあった要件・控除額が見直しとなりました。

寡婦控除

配偶関係			未婚	離婚	死別
合計所得金額			500万円以下		
扶養親族	有	子	35万円	35万円	35万円
		子以外	27万円	27万円	27万円
	無		27万円	27万円	27万円

寡夫控除

配偶関係			未婚	離婚	死別
合計所得金額			500万円以下		
扶養親族	有	子	35万円	35万円	35万円
		子以外	27万円	27万円	27万円
	無		27万円	27万円	27万円

- 合計所得金額500万円超の場合の寡婦控除は廃止となります。
- 事実婚(住民票の続柄に夫(未婚)、妻(未婚)の記載がある場合)は控除対象外となります。

所得税 空き地(低未利用土地等)を譲渡した場合の特別控除の創設

個人が、都市計画区域内にある低未利用土地等(市区町村長の確認がされたもの)を売却した場合、次に掲げる一定の要件を満たしたときは、その年中の当該譲渡に係る長期譲渡所得の金額から100万円を控除することができます。なお、長期譲渡所得の金額が100万円に満たない場合には、当該長期譲渡所得の金額を控除します。

一定の要件	所有期間	譲渡する年の1月1日において所有期間が5年超であるもの
	譲渡の相手先	その個人の配偶者その他その個人と一定の特別の関係がある者を除く
	譲渡価額	その土地の上にある建物等を含めて500万円以下
	適用時期	土地基本法等の一部を改正する法律(仮称)の施行の日又は2020年7月1日のうち、いずれか遅い日から2022年12月31日までの間

消費税 法人に係る消費税の申告期限の特例の創設

法人税の確定申告書の提出期限の延長の特例を受ける法人が、「消費税の確定申告書の提出期限を延長する旨の届出書」を提出した場合には、一定の課税期間に係る消費税の確定申告書の提出期限が1か月延長になります。(納付については延長期間における利子税が発生します。)

- 適用時期 2021年3月31日以後に終了する事業年度の末日の属する課税期間から適用